

## ○川西まちなかテラス条例

令和7年12月12日

条例第16号

(目的)

第1条 共生社会の実現に向け、子どもからお年寄りまで幅広い世代の町民等が集えるにぎわい及び交流の拠点施設として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定により、川西まちなかテラス（以下「まちなかテラス」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 まちなかテラスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 川西まちなかテラス

位置 川西町大字上小松1567番地

(用途)

第3条 まちなかテラスは、次に掲げる事業等の利用に供するものとする。

- (1) 地域づくり及び人づくりに資する事業
- (2) 観光情報発信及び観光交流の促進に関する事業
- (3) にぎわい創出に関する事業
- (4) 子育てに関する事業
- (5) 生涯学習及び福祉向上に資する事業
- (6) その他第1条及び前5号に規定する目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 まちなかテラスに、職員を置くことができる。

(使用の承認)

第5条 まちなかテラスを使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する使用を承認するときは、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 町長は、まちなかテラスの使用が次の各号の一に該当するときは、その使用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は備付物件を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上適当でないと認めるとき。

(目的外使用の禁止)

第7条 第5条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承

認を受けた目的以外に使用し、若しくは転貸し、又は使用の権利を譲渡してはならない。

(使用の停止、取消し等)

第8条 町長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、当該承認に付した条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

- (1) この条例、この条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 偽り、その他不正の行為により使用の承認を受けたとき。
- (3) 使用の承認に付した条件に違反したとき。
- (4) 災害その他不可抗力の事故等により、使用させることができなくなったとき又は使用させることが不相当と認められるとき。

2 前項の規定により使用の条件を変更され、若しくは使用を停止され、又は承認を取り消されたことにより生じた損害については、町長はその責を負わない。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、その使用を終わったとき若しくは前条の規定により使用を停止され、又は使用の承認を取り消されたときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第10条 使用者は、施設又は備付の物件を汚損し若しくはき損し、又は滅失したときは、町長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第11条 町長は、まちなかテラスの使用料を別表に定めるところにより使用者から徴収する。

2 前項の使用料は、原則として、施設を使用した後に徴収する。ただし、町長が特に納期を定めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。ただし、冷暖房料については、第1号及び第2号に該当するものは免除とする。

- (1) 国、県、町が主催し、若しくは共催して行う行事及び事業（会議を含む。）に使用するとき 免除
- (2) 川西町交流センター条例（平成20年条例第24号）に規定する交流センターが使用するとき 免除
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体が使用するとき 免除
- (4) 法第157条第1項に規定する公共的団体等がその主たる目的のために使用するとき 免除
- (5) その他町長が特に必要があると認めたとき 100分の50

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 まちなかテラスの管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) まちなかテラスの利用に関する業務
- (2) まちなかテラスの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 第3条に規定する用途に関する業務
- (4) その他町長が必要と認める業務

2 指定管理者が前項の業務を行う場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第5条及び第6条(見出しを含む。)中「使用」とあるのは「利用」と、「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- (2) 第7条(見出しを含む。)中「目的外使用」とあるのは「目的外利用」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。
- (3) 第8条(見出しを含む。)中「使用」とあるのは「利用」と、「町長」とあるのは「指定管理者」と、「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。
- (4) 第9条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」と読み替えるものとする。
- (5) 第10条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- (6) 第11条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料」と、「町長」とあるのは「指定管理者」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」と読み替えるものとする。
- (7) 第12条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料」と、「町長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と読み替えるものとする。
- (8) 第13条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料」と、「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- (9) 別表中「使用区分」とあるのは「利用区分」と、「使用料」とあるのは「利用料」と、「継続使用」とあるのは「継続利用」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用時間」とあるのは「利用時間」と読み替えるものとする。

3 前条の規定により町長が指定管理者に管理業務を行わせる場合において、指定管理者は、別に定める開館時間若しくは休館日を変更するとき、又は臨時に休館日を決めるとき、及び第6条に規定するまちなかテラスの使用の制限を行うときは、あらかじめ町長の承認を得るものとする。

(利用料の収入)

第16条 町長は、利用料を指定管理者の収入として収受させることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他町長が定めるところに従い、まちなかテラスの管理を行わなければならない。

2 指定管理者は、第15条各号の業務を実施するときは、必要な範囲を超えて個人に関する情報を収集し、又は使用してはならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 まちなかテラスの管理を法人その他の団体であつて町長が指定するものに行わせるために必要な行為及びその他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(川西町公民館条例の廃止)

3 川西町公民館条例(昭和49年条例第21号)は、廃止する。

(川西町教育施設等の使用に関する条例の一部改正)

4 川西町教育施設等の使用に関する条例(昭和55年条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表中公民館の部を削り、同表備考第4号ただし書中「中央公民館の大ホール及び」を削り、同表備考第8号中「大ホール、」を削る。

「公民館・保育所

別記様式第1号及び別記様式第2号中 小学校・幼稚園 を削る。

中学校 』

(経過措置)

5 この条例の施行の際、附則第4項の規定による改正前の別記様式第1号及び別記様式第2号の用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第11条関係）

（単位：円）

使用区分	使用料	冷暖房料
	1時間	1時間
ホール	1,000	400
Room1・2・3・4	400	100
シェアキッチン	600	100
ホワイエ	1,000	400
まちの広場（東屋を含む）、 芝生広場、イベント広場、テ ラス及び駐車場	200	—

## 備考

- 1 継続使用は原則として3日以内とする。
- 2 会費又は入場料を徴収する場合は、使用料を2倍の額とする。
- 3 催物等営利目的で使用する場合は使用料を3倍の額とし、冷暖房料は5割を加算する。
- 4 使用料及び冷暖房料の額を算定する場合、使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 5 ホール、ホワイエ、まちの広場（東屋を含む）、芝生広場、イベント広場、テラス及び駐車場の使用料及び冷暖房料については、第5条に規定する使用の承認を受けた場合に限り適用する。